

香川県立保健医療大学学長選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第3条及び第7条の規定に基づき、香川県立保健医療大学学長（以下「学長」という。）の選考及び任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第2条 学長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学長が欠員となったとき。

(選考の基準等)

第3条 学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、教育行政に関し識見を有し、かつ、学長としての職務を遂行するにふさわしい者について、評議会が行う。

(選考の方法)

第4条 学長の選考は、評議会構成員（以下「評議員」という。）の選挙により行う。ただし、評議員が学長候補者である場合、その評議員は投票資格を有さない。

(選挙管理委員会)

第5条 評議会は、選挙に関する事務を管理させるため、選挙管理委員会を設置する。

- 2 選挙管理委員会は、本学の教員のうちから評議会が指名した者4人及び事務局長の合計5人の委員をもって組織する。なお、委員を指名するときは、順位を付して予備委員2人を指名する。
- 3 選挙管理委員会の委員が学長候補者となったときは、その委員の地位を失う。
- 4 委員に欠員が生じたときは、予備委員から補充する。
- 5 選挙管理委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 6 選挙管理委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(選挙の告示)

第6条 選挙管理委員会は、学長候補者の受付期間、選挙期日、選挙の方法等を選挙期日の30日前までに告示しなければならない。

(学長候補者の推薦)

第7条 選挙管理委員会は、評議員、本学の教員（常勤の者に限る。）に対し、学長候補者の推薦を依頼する。

- 2 学長候補者の推薦は、本人の同意を得て行うものとする。
- 3 同一人が2人以上の学長候補者を推薦することはできない。

(学長候補者の公示)

第8条 選挙管理委員会は、学長候補者の推薦受付終了後、速やかに学長候補者名簿を作成し、学内に公示するものとする。

(意向調査)

第9条 評議会は、学長の選考に当たり、予め投票による学内の意向調査を実施するものとする。

- 2 評議会は、前項の事務を行わせるため、学長候補者学内意向調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。
- 3 調査委員会の委員は、選挙管理委員会の委員をもって充てる。
- 4 調査委員会に委員長を置き、選挙管理委員会の委員長をもって充てる。
- 5 調査委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 6 調査委員会は、意向調査の結果を評議会に報告する。
- 7 意向調査の実施に関し必要な事項は、調査委員会が別に定める。

(選挙)

第10条 選挙は、単記無記名の投票により行う。

- 2 選挙は、投票資格を有する評議員の3分の2以上の投票をもって成立し、有効投票数の過半数の投票を得た者を当選者とする。
- 3 有効投票数の過半数の投票を得た者がいないときは、上位得票者2人について再投票を行い、有効投票数の過半数の投票を得た者を当選者とする。
- 4 学長候補者が1人の場合において、有効投票数の過半数の得票がないときは、その選考方法について、評議会が決定する。
- 5 学長の選考を行う評議会においては、学長が学長候補者である場合は副学長が、学長及び副学長が学長候補者である場合は評議員の互選により選出された者が議長となる。

(学長予定者の決定等)

第11条 評議会は、学長予定者を決定したときは、学内に公示するものとする。

- 2 学長は、教育公務員特例法第10条の規定に基づき、知事に申出を行う。

(学長の任期)

第12条 学長の任期は、4年とし、再任を妨げない。

- 2 再任による任期は、2年とする。ただし、引き続き6年を超えて在任することができない。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、学長の選考に関し必要な事項は、評議会の議を経て学長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年6月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規定の施行の際、現に学長の職にある者は、この規程により選考されたものとみなす。

附 則

この規程は、令和2年2月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月15日から施行する。